

－2025年度－

\よくわかる！/

知的財産セミナー

参加無料

～判例や最新トピックから学ぶ～

第2回

7/18(金)

PM 5:00～6:00

- ・WEB配信
- ・OKB岐阜大学プラザ 1階
プレゼンテーションエリア

【題目】

令和5年（ネ）第10053号 損害賠償請求控訴事件
令和6年7月4日判決言渡／知的財産高等裁判所
（原審・東京地方裁判所令和2年（ワ）第17104号）

弁理士 服部 素明
（非常勤講師）



特許法・著作権法

【概要】

特許権侵害の損害賠償（特102条）に関する裁判例（損害論のみ）を紹介します。原審（東京地裁）は、特許権者が自己実施せずその子会社を実施させていた点に着目して、いわゆる実施料相当額（特102条3項）の損害しか認めなかったのに対し、知財高裁は、グループ会社形態の実情を考慮して、実施料相当額を超える侵害者利益額（特102条2項）の損害を容認しました。

対象

地域の方・自治体の方・学生・教員

お申し込み

お問い合わせ

岐阜大学 学術研究・産学官連携推進本部 産学官連携推進部門

[お申し込みリンク\(ZOOM\)](#)

MAIL ksi-sikn2@t.gifu-u.ac.jp

TEL 058-293-2088

最新情報はHPをご参照ください。

<https://ari.gifu-u.ac.jp/ipmanagement/commit/seminar.html>